

豊川市建築物耐震改修促進計画

別紙

建築物の敷地の安全対策

豊川市

令和7年4月

豊川市建築物耐震改修促進計画第6章 1.住宅の耐震化・減災化の促進に係る
(1) 2) 減災化の取組として、建築物の敷地の安全対策を以下の通り追加します。

⑤建築物の敷地の安全対策

地震により斜面崩壊等が発生し、土砂災害特別警戒区域等の危険区域内において、建築物が倒壊するなどの甚大な被害の発生が想定されます。

そこで、崩壊の危険性が高い危険区域において、危険住宅の移転を実施する場合の支援を行うとともに、県と連携を図り安全対策を推進していきます。

なお、豊川市がけ地近接等危険住宅移転事業の対象となる危険住宅は、危険区域等に所在する住宅で、危険区域等に指定されたことにより建築基準法第3条第2項に規定する既存不適格となった住宅とします。

表 建築物の敷地の安全対策に関する補助事業等（※1）

名 称	概 要	補助率等
がけ地近接等危険住宅移転事業	危険区域等に所在する危険住宅から移転する場合に、危険住宅の除却工事、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入費の一部を補助する。	危険住宅の除却 対象：戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 金額：上限 97 万 5 千円 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入 対象：戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅 金額：上限 731 万 8 千円（借入金利息に相当する額）

（※1）各種事業の概要、補助率等は令和7年4月現在のものであり、今後変更する可能性があります。また、適用要件などがあり対象にならない場合もあります。詳しくは建築課にお問い合わせください。